

新旧対照表

<自動継続外貨定期預金規定>

新	旧
<p>1. ～2. (略)</p> <p>3. (反社会的勢力との取引拒絶およびマネー・ローンダリング等のおそれがある場合の取引拒絶)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>当社は、この預金の預入れに際し、各種確認や資料の提出を求めています。当社からの各種確認や資料の提出にご回答いただけない場合もしくは回答の内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、当社はこの預金の預入れをお断りするものとします。</u></p> <p>3の2. (取引の制限等)</p> <p>(1) <u>当社は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までにご回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) <u>前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>4. (預入れ・解約)</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p>	<p>1. ～2. (略)</p> <p>3. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4. (預入れ・解約)</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p>

新	旧
<p>(3) 次の各号の<u>一つ</u>にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</p> <p>① (略)</p> <p>②この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>③～④ (略)</p> <p>5. ～10. (略)</p> <p>11. (届出事項の変更)</p> <p>(1) 次の各号に掲げる事由が発生した場合は、直ちに書面によって取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③死亡または行為能力の変動等</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第1項第3号に定める行為能力の変動等とは、次の各号の場合をいいます。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③家庭裁判所の審判により、預金者の成年後见人等について、補助、保佐、後見が開始された場合</p> <p>④前3号の届出事項に取消しまたは変更が生じた場合</p> <p>12. ～15. (略)</p> <p>16. (この規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項<u>その他の条件</u>は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>当社ウェブサイトへの掲載</u>その他相当の方法で<u>周知</u>することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p>17. (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(3) 次の各号の<u>一</u>にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</p> <p>① (略)</p> <p>(新設)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>5. ～10. (略)</p> <p>11. (届出事項の変更)</p> <p>(1) 次の各号に掲げる事由が発生した場合は、直ちに書面によって取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③死亡または行為能力の変動等</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第1項第3号に定める行為能力の変動等とは、次の各号の場合をいいます。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(新設)</p> <p>③前2号の届出事項に取消しまたは変更が生じた場合</p> <p>12. ～15. (略)</p> <p>16. (この規定の変更等)</p> <p>この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示</u>その他相当の方法で<u>公表</u>することにより、変更できるものとします。</p> <p>(新設)</p> <p>17. (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

新旧対照表

<外貨普通預金規定（個人のお客さま用）>

新	旧
<p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. (反社会的勢力との取引拒絶およびマネー・ローンダリング等のおそれがある場合の取引拒絶)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>当社は、この預金の預入れに際し、各種確認や資料の提出を求めています。当社からの各種確認や資料の提出にご回答いただけない場合もしくは回答の内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、当社はこの預金の預入れをお断りするものとします。</u></p> <p>5. (取引の制限等)</p> <p>(1) <u>当社は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までにご回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(3) <u>前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>6. (預入れ・払戻し・解約)</p> <p>(1) <u>この預金への預入れ・払戻し・解約</u>に関しては、</p>	<p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5. (預入れ・払戻し)</p> <p>(1) この預金への預入れ・払戻しに関しては、本規</p>

新	旧
<p>本規定に定めるほか、当社所定の手続きに従います。また、「外国為替及び外国貿易法」または同法にもとづく命令規則等が改正された場合は、その改正に伴って変更される当社所定の手続きに従います。</p> <p>(2) この預金を<u>払戻し・解約</u>する場合は、当社所定の支払請求書に届出の印章（以下「印章」といいます。）または署名により、記名押印（または署名）して<u>取扱店</u>に提出してください。</p> <p>(新6 (4) へ移動)</p> <p><u>(3) 次の各号の一つにでも該当する場合には</u>、当社は<u>この預金取引を停止し</u>、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、<u>到達のいかんにかかわらず</u>、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>②この預金の預金者が第13条第1項に違反した場合</p> <p>③法令で定める本人確認等の確認事項が偽りである場合</p> <p>④この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>⑤この預金が、法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>⑥①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認に応じない場合</p> <p><u>(4) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し</u>、預</p>	<p>定に定めるほか、当社所定の手続きに従います。また、「外国為替及び外国貿易法」または同法に基づく命令規則等が改正された場合は、その改正に伴って変更される当社所定の手続きに従います。</p> <p>(2) この預金を<u>払い戻し</u>する場合は、当社所定の支払請求書に届出の印章（以下「印章」といいます。）または署名により、記名押印（または署名）して提出してください。</p> <p><u>(3) 次の各号の一にでも該当し</u>、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社は<u>この預金取引を停止し</u>、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</p> <p>(略)</p> <p>(旧15 (2) から移動)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(旧15 (2) ③から移動)</p> <p>(新設)</p> <p>(旧5 (3) から移動)</p>

新	旧
<p>金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</p> <p>(略)</p> <p><u>(5)</u> この預金が、当社が定める期間、預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。</p> <p><u>(6)</u> 前5項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、<u>取扱店に申出てください</u>。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p><u>7.</u> (略)</p> <p><u>8.</u> (略)</p> <p><u>9.</u> (略)</p> <p><u>10.</u> (略)</p> <p><u>11.</u> (届出事項の変更)</p> <p>(1) 次の各号に掲げる事由が発生した場合は、直ちに書面によって取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③死亡または行為能力の変動等</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第1項第3号に定める行為能力の変動等とは、次の各号の場合をいいます。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③<u>家庭裁判所の審判により、預金者の成年後見人等について、補助、保佐、後見が開始された場合</u></p> <p>④<u>前3号の届出事項に取消しまたは変更が生じた場合</u></p> <p><u>12.</u> (略)</p> <p><u>13.</u> (略)</p>	<p>(旧15(3)から移動)</p> <p>(旧15(4)から移動)</p> <p><u>6.</u> (略)</p> <p><u>7.</u> (略)</p> <p><u>8.</u> (略)</p> <p><u>9.</u> (略)</p> <p><u>10.</u> (届出事項の変更)</p> <p>(1) 次の各号に掲げる事由が発生した場合は、直ちに書面によって取扱店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③死亡または行為能力の変動等</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第1項第3号に定める行為能力の変動等とは、次の各号の場合をいいます。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(新設)</p> <p>③<u>前2号の届出事項に取消しまたは変更が生じた場合</u></p> <p><u>11.</u> (略)</p> <p><u>12.</u> (略)</p>

新	旧
<p>(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> <p>18. (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(新設)</p> <p>18. (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>